

■ 自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び当会を利用されるお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成26年3月末における自己資本比率は26.62%と、国内基準（4%）及び国際統一基準（8%）を大きく上回り、高い安全性・健全性を維持しています。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	219億円（前年度219億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	143億円（前年度143億円）

永久劣後特約付債務

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	500億円（前年度500億円）
一定の事由が生じた場合に償還を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により、平成30年3月31日以降（休日の場合は前営業日）、償還可能。

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として、会員JAより後配出資金を増額して受け入れています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーションリスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1)自己資本の構成

平成24年度

(単位：百万円、%)

項 目	前期末	項 目	前期末
出 資 金	36,296	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
うち後配出資金	14,330		
回 転 出 資 金	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
再 評 価 積 立 金	25		
資 本 準 備 金	0	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—
利 益 準 備 金	21,737		
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	7,200		
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	268		
特 別 積 立 金	20,219		
次 期 繰 越 剰 余 金	4,441	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
処 分 未 済 持 分	—		
その他有価証券の評価差損	—		
営 業 権 相 当 額	—		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー(ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。)及び信用補完機能を持つ/0ストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	1,480
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—		
基本的項目計(A)	90,188	控除項目不算入額	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	控除項目計(D)	1,480
一 般 貸 倒 引 当 金	709	自己資本額(C-D)(E)	142,010
相 互 援 助 積 立 金	2,760	資産(オン・バランス)項目	502,760
負債性資本調達手段等	50,000	オフ・バランス取引等項目	7,998
負債性資本調達手段	50,000	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	17,685
期限付劣後債務	—		
補完的項目不算入額	△167	リスク・アセット等計(F)	528,444
補完的項目計(B)	53,302	Tier1比率(A/F)	17.06%
自己資本総額(A+B)(C)	143,491	自己資本比率(E/F)	26.87%

経営方針

J Aグループ

当会の考え方

事業の概況

トピックス

地域貢献への取り組み

業務等のご案内

組織の概要

資料編

平成25年度

(単位:百万円、%)

項 目		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	93,724	
うち、出資金及び資本準備金の額	36,296	
うち、再評価積立金の額	25	
うち、利益剰余金の額	59,271	
うち、外部流出予定額(△)	1,868	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,535	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,535	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	50,000	
うち、回転出資金の額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	50,000	
うち、負債性資本調達手段の額	50,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 147,259	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	131
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	131
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) -	

経営方針

JAグループ

当会の考え方

事業の概況

トピックス

地域貢献への取組み

業務等のご案内

組織の概要

資料編

平成25年度

(単位:百万円、%)

項目		経過措置による不算入額
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ))	(ハ)	147,259
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		535,552
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 246,940
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)		131
うち、繰延税金資産		-
うち、前払年金費用		-
うち、その他金融機関等向けエクスポージャー		△ 247,071
うち、上記以外に該当するものの額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額		17,540
信用リスク・アセット調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	553,093
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))		26.62%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示(バーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償却損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成24年金融庁・農水省告示第13号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」(ハイフン)で記載しています。

経営方針

JAグループ

当会の考え方

事業の概況

トピックス

地域貢献への取り組み

業務等のご案内

組織の概要

資料編

(2)自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	平成24年度			平成25年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
我が国の中央政府及び中央銀行向け	190,353	—	—	197,084	—	—
我が国の地方公共団体向け	55,241	—	—	59,029	—	—
地方公共団体金融機構向け	50,594	110	4	41,600	564	22
我が国の政府関係機関向け	37,614	3,549	141	43,497	4,138	165
地方三公社向け	558	111	4	506	101	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	990,087	262,703	10,508	918,051	183,435	7,337
法人等向け	127,047	112,912	4,516	124,700	108,652	4,346
中小企業等向け及び個人向け	718	496	19	650	459	18
抵当権付住宅ローン	55	19	0	31	10	0
不動産取得等事業向け	2,960	2,956	118	2,823	2,820	112
三月以上延滞等	2,889	34	1	2,347	31	1
信用保証協会等による保証付	7,778	773	30	6,687	665	26
出資等	83,608	83,608	3,344	17,038	17,038	681
他の金融機関等の対象資本調達手段				164,714	411,785	16,471
特定項目のうち調整項目に算入されないもの				294	735	29
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	54,736	39,039	1,561	75,927	45,947	1,837
証券化	3,596	719	28	3,179	2,115	84
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの					△ 246,940	△ 9,877
上記以外	22,459	3,724	148	24,224	3,216	128
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,630,297	510,759	20,430	1,682,387	534,778	21,391
CVAリスク相当額 ÷ 8 %					772	30
中央清算機関関連エクスポージャー				110	2	0
信用リスクアセットの額の合計額	1,630,297	510,759	20,430	1,682,498	535,552	21,422
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	17,685		707	17,540		701
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	528,444		21,137	553,093		22,123

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手順の概要

- ①当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を以下のように整備しています。
- 当会のリスク管理については、関係法令、定款等によるほか、当会が定める「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」を基本として、単年度ごとに「リスク管理方針」を定めています。また、各種リスク量の計測については、「リスク計測事務手続」に具体的な方法を定めています。
 - 理事長以下常勤役員及び関係部署長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催するとともに必要に応じて随時開催し、当会の各種リスクに係る対応方針の検討や限度額の管理、リスク量の検証を実施しています。
- ②当会における貸倒引当金の計上は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準で容認される限度額を比較し、いずれが多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。
 - 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー等を合理的に見積もって算出した回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

■標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

なお、「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		平成24年度					平成25年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	1,571,023	215,036	426,694	-	2,889	1,628,235	226,241	398,218	-	2,347
国	外	55,678	-	55,272	-	-	50,434	-	50,043	-	-
地域別残高計		1,626,701	215,036	481,967	-	2,889	1,678,669	226,241	448,261	-	2,347
法人	農業	1,859	1,859	-	-	33	1,844	1,844	-	-	33
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	14,726	12,279	-	-	-	13,005	10,238	-	-	75
	鉱業	420	400	-	-	-	870	850	-	-	-
	建設・不動産業	8,521	6,926	1,426	-	954	8,496	6,380	1,415	-	625
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,504	2,001	503	-	-	3,904	3,401	503	-	-
	運輸・通信業	27,526	5,641	21,717	-	-	34,467	5,601	28,668	-	-
	金融・保険業	269,191	42,591	226,402	-	-	309,944	57,853	176,646	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	102,312	99,894	1,851	-	1,893	97,677	94,937	1,839	-	1,608
	日本国政府・地方公共団体	243,522	34,396	209,126	-	-	253,081	37,278	215,802	-	-
	上記以外	872,162	-	10,811	-	-	832,926	-	9,150	-	-
個人	9,013	9,013	-	-	7	7,831	7,831	-	-	4	
その他	74,939	31	10,127	-	-	114,619	21	14,235	-	-	
業種別残高計		1,626,701	215,036	481,967	-	2,889	1,678,669	226,241	448,261	-	2,347
1年以下		928,041	72,129	72,644	-	-	951,193	73,214	57,141	-	-
1年超3年以下		104,950	19,172	85,777	-	-	94,825	24,016	70,809	-	-
3年超5年以下		102,788	30,109	72,678	-	-	115,571	29,552	86,018	-	-
5年超7年以下		111,785	17,168	94,616	-	-	111,023	19,414	91,608	-	-
7年超10年以下		124,345	25,030	99,315	-	-	154,029	63,727	90,302	-	-
10年超		57,512	15,126	42,385	-	-	49,460	13,836	35,623	-	-
期限の定めのないもの		197,277	36,297	14,548	-	-	202,565	2,480	16,756	-	-
残存期間別残高計		1,626,701	215,036	481,967	-	-	1,678,669	226,241	448,261	-	-
平均残高計		1,518,236	218,589	463,817	-	-	1,474,000	221,713	460,949	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	721	709	-	721	709	709	710	-	709	710
個別貸倒引当金	3,338	3,527	140	3,197	3,527	3,527	3,144	313	3,214	3,144

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	地域別	平成24年度					平成25年度						
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却		
		期首残高	期中増加額	期中減少額			期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
		目的使用	その他					目的使用	その他				
	国内	3,338	3,527	140	3,197	3,527		3,527	3,144	313	3,214	3,144	
	国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地域別計	3,338	3,527	140	3,197	3,527		3,527	3,144	313	3,214	3,144	
法人	農業	67	33	24	43	33	—	33	33	—	33	33	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	131	81	74	57	81	—	81	219	—	81	219	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,056	969	—	1,056	969	—	969	685	—	969	685	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	120	—	—	120	—	120	99	—	120	99	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,039	2,298	41	1,997	2,298	—	2,298	2,088	312	1,985	2,088	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	43	23	—	43	23	—	23	18	1	21	18	—
	業種別計	3,338	3,527	140	3,197	3,527	—	3,527	3,144	313	3,214	3,144	—

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

信用リスク削減効果勘案後残高	平成24年度			平成25年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	—	341,194	341,194	—	327,016	327,016
2%	—	—	—	—	110	110
4%	—	—	—	—	0	0
10%	—	44,427	44,427	—	52,876	52,876
20%	1,504	902,359	903,864	2,742	957,878	960,620
35%	—	54	54	—	31	31
50%	22,986	1,216	24,203	24,184	1,291	25,475
75%	—	685	685	—	626	626
100%	4,205	298,322	302,528	4,954	295,310	300,265
150%	—	9,744	9,744	—	11,484	11,484
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	—	—	—	294	294
その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—
合計	28,696	1,598,004	1,626,701	31,881	1,646,918	1,678,800

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
5. 平成24年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関する規程の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。

また、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールの下で定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	49,492	—	—	36,505	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,117	—	—	2,116	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	12,046	—	—	1,003	—
法人等向け	52	—	—	57	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	797	—	—	885	—
合計	52	64,454	—	57	40,511	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する規程の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会における派生商品取引及び長期決済期間取引の取り扱いについては、「自己資本比率算出規程」に定めています。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方式	平成24年度						平成25年度						
	カレント・エクスポージャー方式						カレント・エクスポージャー方式						
													(単位:百万円)
	平成24年度						平成25年度						
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果助案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果助案後の与信相当額	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果助案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果助案後の与信相当額	
現金・当会貯金			債券	その他	現金・当会貯金				債券	その他			
(1) 外国為替関連取引	—	38	—	—	—	38	—	54	—	—	—	54	
(2) 金利関連取引	—	226	—	—	—	226	—	19	—	—	—	19	
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(4) 株式関連取引	—	263	—	—	—	263	—	19	—	—	—	19	
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(6) その他コモディティ関連取引	—	189	—	—	—	189	—	306	—	—	—	306	
(7) クレジット・デリバティブ	—	76	—	—	—	76	—	27	—	—	—	27	
派生商品合計	—	794	—	—	—	794	—	426	—	—	—	426	
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—		—				—	
合計	—	794	—	—	—	794	—	426	—	—	—	426	

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。
なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

想定元本額	平成24年度		平成25年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
種類	1	—	—	—
種類	2	—	—	—
種類	3	—	—	—

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

想定元本額	平成24年度	平成25年度
	—	—

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、投資家として証券化エクスポージャーを取得しており、「リスク管理方針」において取得限度額を定め、「証券化案件にかかる管理事務手続」により適切に管理しています。

なお、当会の証券化エクスポージャーに内在するリスクは、信用リスク及びマーケットリスクのほか、流動性リスクやキャッシュフローが不確定なリスク等があります。

■ 体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得にあたっては、取得限度額の範囲内においてフロント部署が投資対象案件のリスクを把握・分析したデューデリジェンスに基づく投資原案を作成し、フロントから独立したリスク管理担当部署が審査することにより、適切性を検証しています。

取得後の期中管理については、フロント部署が外部格付、裏付資産の状況等を定期的にモニタリングし、その内容をリスク管理担当部署において検証後、常勤役員及び関係部署長に報告するとともに、四半期毎にリスク管理委員会に報告する体制となっています。

■ 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

■ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成24年度		平成25年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 □ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 □ ー ン	2,219	—	1,931	—
	そ の 他	1,502	—	1,897	—
	合 計	3,721	—	3,828	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 □ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 □ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

平成24年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	3,596	28	オン・バランス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—		リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—		リスク・ウェイト 650%	—	—
	自己資本控除	125	125		自己資本控除	—	—
	合計	3,721	154		合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	オフ・バランス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—		リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—		リスク・ウェイト 650%	—	—
	自己資本控除	—	—		自己資本控除	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

平成25年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	3,059	24	オン・バランス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—		リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—		リスク・ウェイト 650%	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	769	384		リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	3,828	408		合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	オフ・バランス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—		リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—		リスク・ウェイト 650%	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—		リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
2. リスク・ウェイト1250%(平成24年度については、自己資本控除)には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
クレジットカードと信	—	—
住 宅 □ — ン	—	—
自 動 車 □ — ン	—	—
そ の 他	125	769
合計	125	769

- (注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。
2. その他には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。
3. 平成24年度については、自己資本控除とした額を記載しています。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

e 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	—	—

(注) 自己資本比率告示附則第13条とは、平成18年3月31日時点で保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額について、平成26年6月30日までの間、証券化エクスポージャーの原資産に対して平成18年3月改正後告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と平成18年3月改正前告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限とする措置のことです。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」に基づいて、システムリスク、事務リスク等の管理を行っています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、「リスクマネジメントの基本方針」に基づき出資金勘定で区分される出資は信用リスク管理の枠組みで、また、有価証券勘定として区分される株式は市場リスク管理の枠組みの中で、それぞれ適切に管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	4,582	4,582	5,830	5,830
非上場	75,989	75,989	75,989	75,989
合計	80,572	80,572	81,820	81,820

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成24年度			平成25年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
3	72	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,215	26	2,071	23

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. 金利リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるもの(例えば、貸出金・有価証券・貯金等)において発生するリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会では、以下の内容により金利リスクを計測・管理しています。

① 金利リスクの対象と基本的な考え方

当会の資産に占めるウェイトが大きく、市場性資産として日々価格が変動する有価証券の金利リスク量(VaR)は、観測期間5年、信頼区間99%を前提条件として毎営業日計測のうえ、「リスク管理規程」に定める管理を行っています。また、貸出金及び預け金の金利リスク量(VaR)については、毎月計測のうえ前記のリスク管理規程に定める管理を行っています。

なお、VaRのほか、後記の計測方法により、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスに対して一定の金利ショックを与え、この場合の金利リスク量も毎月計測しています。

② 管理体制及び管理手法

リスクマネジメントの実効性を担保するため、市場取引業務の遂行にあたって、取引の執行及びモニタリングはそれぞれ独立した部署が担当しています。金利リスクのモニタリングについては、リスク統括部が主管部署となり、計測結果等についてはリスク管理委員会等へ定期的に報告しています。

■ 金利ショックを与える場合の計測方法の概要

当会では、保有期間1年・観測期間5年で計算される金利変動の99パーセンタイル値の金利ショックによる金利リスク量を計測しています。要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金(当座貯金・普通貯金)のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最小の額を0～5年の期間(平均残存期間2.5年)に均等に振り分けてリスク量を計測しています。

金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺しています。

金利リスク量＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量(△)

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 4,879	△ 7,171